平成28年度 国民健康保険特別会計の決算の状況

国民健康保険特別会計の決算の状況は、図1のとおりです。

◎歳入

歳入の主なものは、加入者が納めた保険税のほか、国庫支出金(※1)、都支出金(※1)、共同事業交付金(※2)、前期高齢者交付金(※3)、療養給付費等交付金(※4)で、歳入の87・8%を占めています。

保険税収入は、加入者の減少はあったものの、税率改定や収納率の向上などにより平成27年度に比べて微増となりました。

療養給付費等交付金は、退職者医療制度被保険者の減により減少しました。また、保険給付費(※5)の減により国庫支出金や都支出金も微減となりました。

歳入の10・5%を占める繰入金は、一般会計と基金からの繰り入れを合わせて約15億円となり、その結果、歳入の総額は27年度に比べ3.4%減少しました。

◎歳出

歳出の主なものは、保険給付費、共同事業拠出金(※6)、後期高齢者支援金等(※7)で、全体の92・9%を占めています。

27年度に比べ保険給付費、後期高齢者支援金、介護保険納付金などが減少し、歳出の総額は4.6%減少しました。

◎財源不足分を繰り入れ

保険税や、国・都支出金などの歳入だけでは歳出を賄えないため、図2のとおり、赤字補てん分約7億円を含めた約14億円を、一般会計から繰り入れました。

1人当たりの医療費は依然増加傾向にあり、昨年よりも補てん額は増加しています。

今後もある程度の繰り入れは必要になると見込んでいます。

◎加入者1人当たりの医療費と保険税

加入者1人当たりの医療費と保険税は、図3のとおりです。

27年度と比べると、医療費は1798円増加し31万8056円、保険税も8649円増加し8万9137円となりました。

市では、今後も歳入の確保に努めるとともに、特定健康診査等の実施や、ジェネリック医薬品の利用促進などにより医療費の適正化を図り、また、30年度からの制度改正を見据え、安定した国民健康保険財政の運営に努めます。

☆詳しくは、保険係へ。

▼図1　平成28年度国民健康保険特別会計決算

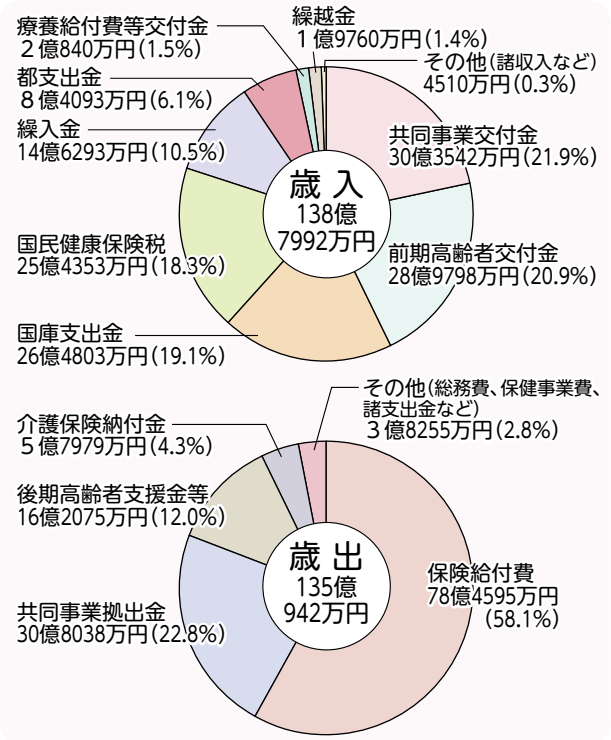

▼図2　繰入金の状況

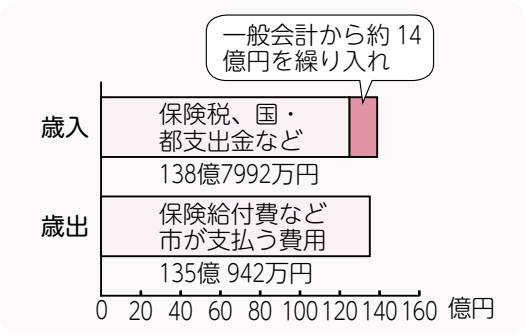

▼図3　加入者1人当たりの医療費と保険税

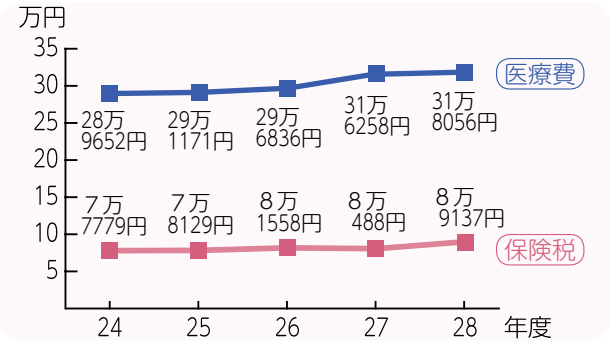

用語説明

※1＝国・都が負担する補助金など

※2＝医療費の支払いに対し、都内の全市区町村で出し合った拠出金から交付されるもの

※3＝前期高齢者(65～74歳の方)の加入率が全国平均を上回る保険者(保険事業を運営する者)に対して交付されるもの

※4＝退職後に国民健康保険に加入し、一定の条件を満たす方の保険給付費に対して交付されるもの

※5＝市が医療機関などに支払う費用

※6＝医療費の支払いに対し、都内の全市区町村が共同で出し合うもの

※7＝75歳以上の方を対象とした「後期高齢者医療制度」を運営するために、保険者が支払うもの